九州栄養福祉大学大学院学位論文評価基準

基本要件

修士論文の水準は、ディプロマ・ポリシーに定める「食とリハビリテーション」を統合した学識を身につけ、健康科学についての高度な専門能力を有し、これに関連する学位論文を提出し、研究遂行能力や専門職でのリーダーとなる優れた能力を有することを示すものであることとし、以下の項目を満たした場合に合格とする。

評価項目

1. 栄養学あるいはリハビリテーション分野において十分な学術的意義を有していること。
2. 研究項目、研究目的および研究方法が適切に踏まえられ、そこから導き出される研究内容・成果が明確となっていること。
3. 結果に正当性が認められ、客観的評価が出来るものとなっていること。
4. 考察が結果に基づいて適切に掲載されていること。
5. 学術論文として論理的で一貫した構成・体裁をなしていること。
6. 研究倫理に従った学術論文であること。

審査委員の体制

学位審査委員については、主査１名と副査３名（指導教員を含む）で構成し、審査を担当する。なお、研究科委員会が、必要と認めたときは、本学以外の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。主査は審査委員の互選により選出する（指導教員以外とする）。副査の１名は他専門分野*の教員とする。

＊他専門分野の教員とは食物栄養学分野の学生の場合はリハビリテーション分野の教員、リハビリテーション分野の学生の場合は食物栄養学分野の教員とする。

審査の方法

修士論文を提出した者に対して、論文審査及び最終試験を行い、上記の評価項目を踏まえ総合的に評価する。最終試験は、修士論文及び関連する科目について、口頭により行う。指導教員は採点には加わらないこととする。

ディプロマ・ポリシー

研究科学研究科ではカリキュラムポリシーに掲げたカリキュラムを履修し、「食とリハビリテーション」を統合した学識を身につけ、健康科学についての高度な専門能力を有するようになった者、さらに「特別研究」において指導教員の指導のもとに研究を行って一定の成果を挙げ、研究者としての基礎的能力を身につけ、学位請求論文を提出して審査に合格した者に修士の学位を授与します。